

クエン酸に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和4年3月2日～令和4年3月31日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2通
4. 頂いた意見・情報及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報	食品安全委員会の回答
1	<p>今回の評価は、食品添加物としてのクエン酸を単回でヒトに25g強制摂食した際に重篤となった、とありました。ADIに上限は設定しない、としてもこのような極端な摂取は急性毒性の一つではないのか気になります。場合によっては致死となると考えると、完全に安全圏であると言い切る点で、アレルギー反応と同じく時々の見直しは必要であるのかと思います。</p>	<p>(意見1) 今回の評価では、「飼料添加物に関する食品健康影響評価指針(令和3年5月18日食品安全委員会決定)」及び「動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針(平成30年4月10日食品安全委員会決定)」に基づき、人が直接摂取した場合ではなく、動物用医薬品及び飼料添加物として投与され、動物体内に残留するクエン酸について、食品を介して人が摂取した場合の健康影響について評価を行いました。</p> <p>評価の結果、動物に投与されたクエン酸は、動物体内に蓄積しないと考えられ、食品を通じて動物用医薬品及び飼料添加物由来のクエン酸を人が過剰に摂取することはないものと考えました。</p> <p>同指針に基づき、今後、新たな科学的知見が確認され、毒性影響に関する判断を見直す必要が生じた場合は、適宜、評価の見直しを行います。</p>
2	<p>天然のものを食品から摂るのと、人工的に添加物として摂るのとは違います。他の天然に存在しない添加物とは違い、摂取によるリスクは低そうですが、だからといって、限度値も設けずフリーパスというのは、納得できません。少なくとも、取りすぎた場合のリスク情報について、しっかりと周知すべき。</p>	<p>(意見2) 今回の評価では、「飼料添加物に関する食品健康影響評価指針(令和3年5月18日食品安全委員会決定)」及び「動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針(平成30年4月10日食品安全委員会決定)」に基づき、人が直接摂取した場合ではなく、動物用医薬品及び飼料添加物として投与され、動物体内に残留するクエン酸について、食品を介して人が摂取した場合の健康影響について評価を行いました。</p> <p>評価の結果、食品を通じて動物用医薬品及び飼料添加物由来のクエン酸を人が過剰に摂取することはないこと、各種毒性試験の結果、特段の毒性影響も認められなかったこ</p>

		<p>と、我が国におけるさまざまな分野での使用実績においても、安全性に関する特段の問題は認められていないことから、クエン酸は、動物用医薬品及び飼料添加物として ADI を設定する必要はなく、家畜に通常使用される限りにおいて、家畜由来の食品に残留し、その食品を摂取することにより、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えました。</p> <p>本成分の残留基準の設定に関するご意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、厚生労働省にお伝えします。</p>
--	--	--

※頂いたものをそのまま掲載しています。